

岩手県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大船渡市赤崎町字後ノ入170の110から170の122まで、170の126から170の137まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため